

平成 26 年 7 月 10 日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社  
代表取締役社長 小松 裕 介  
(コード番号 6819)  
問い合わせ先  
経営企画室 岩井 俊 輔  
電話番号 03-5786-3900

## 取締役による株主総会決議不存在、決議存在確認及び 取締役の地位確認訴訟の提起に関するお知らせ

今般、当社は、当社取締役である小松裕介氏（以下「小松氏」という）より、平成26年7月10日に、東京地方裁判所におきまして株主総会決議不存在、決議存在確認及び取締役の地位確認訴訟（以下「本訴訟」という）の提起を行った旨の連絡を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本訴訟の提起に至った経緯

平成26年6月26日付「第39期定時株主総会における議決権行使結果に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、同日に開催された第39期定時株主総会（以下「本総会」という）では、当社が上程いたしました第1号議案「取締役5名選任の件」（以下「会社提案原案」という）が可決され、議場において株主様よりご提案いただきました修正動議案は否決されました。

しかしながら、本総会では、議場における「議長不信任及び株主である齋藤正和弁護士（以下「齋藤議長」という）を新議長に選任する動議」の可決により選出された齋藤議長による議事運営により、会社提案原案及び修正動議案ともに否決されたとする外形が残存することとなりました。

すなわち、齋藤議長は、本総会において、株主1名の事前の10,000個の議決権行使を表決に含めない措置及び表決方法の動議に対する承認可決行為を行いました。しかしながら、そもそも議長の権限は議場の秩序維持及び議事整理権の範囲に限られるため、この当該措置及び行為は、議長権限及び株主総会における決議事項の範囲を超えた明白な違法措置であり、法的効力がありません。

本総会后、当社は、社外有識者である複数の弁護士及び司法書士と協議を行い、会社提案原案が否決された決議が存在しないことの確認、会社提案原案が可決された決議が存在することの確認及び会社提案原案の取締役候補者が取締役の地位にあることの確認のために法的手続きを執るとの結論に至りました。

当初、当社が原告となって法的手続きを執ることを検討いたしましたところ、会社法では、株主総会の適法性を確認する手続きとして、決議無効・不存在確認訴訟の制度（830条）と決議の取消訴訟の制度（831条）を設けていますが、会社は被告となるもの（834条16号、17号）とされており、会社が原告となって訴訟提起をすることができないと考えられます。

そこで、今般、小松氏は、取締役の会社に対する忠実義務の履行として、当社に対して、平成26年7月10日、東京地方裁判所におきまして本訴訟を提起しました。本訴訟で、同氏は、会社

提案原案が否決された決議が存在しないことの確認、会社提案原案が可決された決議が存在することの確認及び小松氏が取締役の地位にあることの確認を求めています。

2. 本訴訟の提起がなされた裁判所及び年月日

- (1) 本訴訟の提起がなされた裁判所 東京地方裁判所
- (2) 本訴訟の提起がなされた年月日 平成26年7月10日

3. 本訴訟を提起した者

- (1) 氏 名 小松 裕介
- (2) 住 所 神奈川県川崎市

4. 今後の方針及び見通し

当社といたしましては、本訴訟につきましては会社側の立場としては小松氏に関与をさせずに、訴状が送達され次第、弁護士と相談の上で適切に対応してまいります。

以 上